

定 款

(令和4年 6月 変更)

株式会社アイ・ピー・エス

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社アイ・ピー・エスと称し、英文では IPS, Inc. と表記する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むこと、および次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国組合を含む）その他の事業体の株式または持分を所有することにより、その事業体の事業活動を支配し管理することを目的とする。

- (1) 電気通信事業
- (2) 情報処理・情報提供サービス
- (3) 通信機器・放送機器その他の機器の輸出入・売買および賃貸
- (4) 電話機器の輸出入・販売および賃貸
- (5) 電話加入申込みの手続代行
- (6) 電話代理応答業務およびそのコンサルティング
- (7) 放送事業および放送事業者の顧客管理受託業務
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 有料職業紹介事業
- (10) 食品の輸出入および売買
- (11) 通信販売事業
- (12) 宣伝広告事業
- (13) 語学学校・その他各種教室の経営および教材の企画・製作・販売
- (14) 市場調査および起業支援事業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当会社には、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役
- (3) 取締役会
- (4) 監査役
- (5) 監査役会
- (6) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、39,960,000 株とする。

第 7 条（当会社の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって当会社の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利のみを行使することができる。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項による権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成・備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社は扱わない。

第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（招集権者および議長）

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が代行する。

第 15 条（電子提供措置）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定める事項の全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができます。
- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 18 条（議事録）

株主総会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（員数）

当会社の取締役は 10 名以内とする。

第 20 条（選任方法）

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 21 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条（代表取締役および役付取締役）

- 1 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
- 2 取締役会の決議により、取締役会長・取締役社長各 1 名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役社長は代表取締役の中から選定する。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会規程に定めた順序に従い、他の取締役が代行する。

第 24 条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議方法等）

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができると見なす取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役がその決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録および前条第 2 項の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等）は、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間でその取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

第30条（員数）

- 1 当会社の監査役は3名以上とする。
- 2 当会社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、2名以内の補欠監査役を選任することができる。

第31条（選任方法）

- 1 監査役および補欠監査役の選任については、第20条第1項・第2項を準用する。
- 2 補欠監査役の選任決議の効力は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条（任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条（監査役会の決議方法等）

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 37 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会が定める監査役会規程による。

第 38 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条（監査役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 40 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 41 条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の株主総会で別段の決議がなされなかつたときは、その株主総会で再任されたものとみなす。

第 42 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第43条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第45条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。

第46条（剰余金の配当の除斥期間）

- 1 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、施行日）から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日の後にこれを削除する。

平成 3年10月24日 制定

(改訂)

- 平成17年 6月24日 改訂
平成18年 6月28日 改訂
平成20年 6月25日 改訂
平成21年 6月19日 改訂
平成21年11月19日 改訂
平成22年 6月24日 改訂
平成26年 6月25日 改訂
平成27年 6月26日 改訂
平成28年 2月29日 改訂
平成29年 6月23日 改訂

平成29年 8月28日 改訂

平成29年10月14日 改訂

平成30年 6月28日 改訂

平成31年 1月 1日 改訂

令和 2年 6月26日 改訂

令和 4年 6月28日 改訂